東京都市計画一団地の住宅施設〔練馬区決定〕
上石神井住宅一団地の住宅施設　総括図

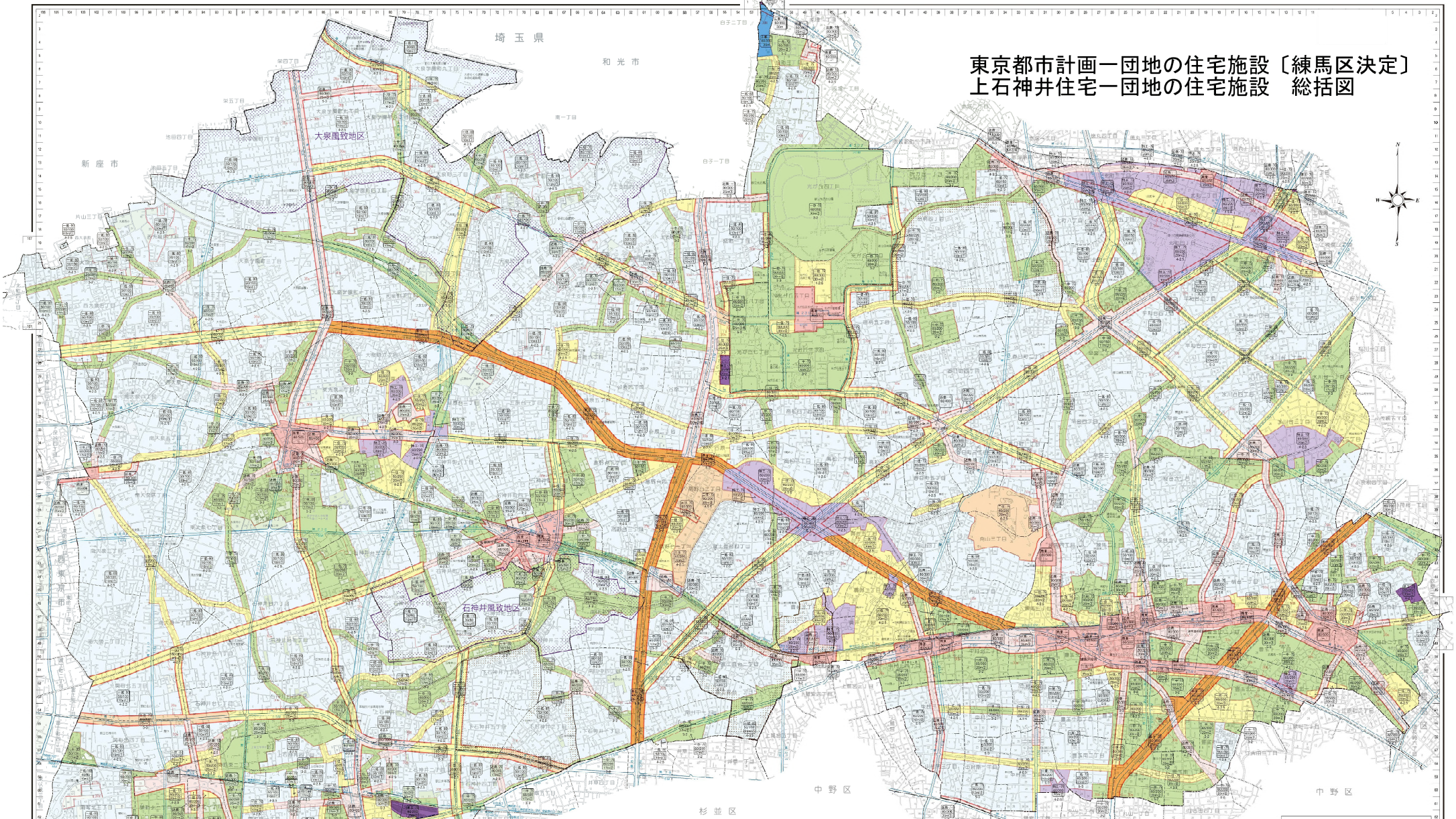

凡例

用途地域図の記号

- 用途地域
- 建蔽率(%)
- 容積率(%)
- 敷地面積の最低限度(㎡)
- 高度地区
- 最低限高度地区(7m)
- 日影規制(時間)
- 枠線は防火地域等の種別

準住・75
60/300
30m3/低
5-3

用途地域（特別用途地区）

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

- 防火地域
- 準防火地域
- 防火指定なし

新たな防火規制区域

- 新たな防火規制区域

風致地区

- 風致地区

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
   (1) 練馬区都市整備部都市計画課（庁舎会 16 階）
   (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎 12 階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図 2（都市施設等）」をご覧ください。
3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（等状に道路敷に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から 20m または 30m です（30m のものは「←30m」の表示があります）。
4. 赤の縁線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
5. 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。（https://www.city.nerima.tokyo.jp/）「都市計画情報システム」で検索してください。

株式会社 武揚堂 調製 印刷

令和5年（2023年）4月作成　練馬区都市計画課